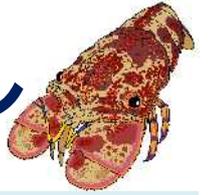


# 水産動植物の採捕に関するルール



令和4年7月改訂

沖縄県には、水産資源の保護培養と持続的利用のための様々なルールがあります。ここでは、主に一般の方が、水産動植物を採捕する際に関係するルールのうち、主に漁業法、沖縄県漁業調整規則（以下「規則」という。）及び沖縄海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）に基づくものを中心に説明しますので、遵守頂きますようお願いいたします。

## 1. 遊漁者が使える漁具・漁法

規則第37条により、一般の方（遊漁者）が使うことができる漁具・漁法が定められています。ここに挙げられている漁具・漁法以外を使って水産動植物を採ると規則違反となりますので、ご注意ください。【罰則：科料】



### 「やす」とは？

一般には「もり」と呼ばれることもあります。魚等を突き刺して採るための漁具であり、先端部分と柄の部分が固着したものです。柄の末端にゴムがついているものもありますが、使用する際、手を離れた時に掌中に柄の部分が残る程度の威力であるものに限りです。

## 2. 採ってはいけない水産動植物

### (1) 特定水産動植物

採捕は禁止です

漁業法第132条により、下記の特水産動植物の採捕は禁止されています。これに違反した水産動植物の運搬・保管等も禁止されています【3年以下の懲役/3,000万円以下の罰金】。ただし、漁業権や知事許可漁業の許可に基づく場合は、採捕することができます。

#### ①なまこ（全種）



#### ②うなぎの稚魚（全長13cm以下）



※うなぎの稚魚は令和5年12月から適用

### (2) 造礁さんご類

採捕は禁止です

規則第34条により、「造礁さんご類」の採捕は禁止されています。また、これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。

規則における「造礁さんご類」の内容（以下の刺胞動物が該当）

- ①イシサンゴ目
- ②アナサンゴモドキ科
- ③ウミトサカ目の石灰軸亜目、角軸亜目及び石軸亜目（ムラサキハナヅタ及びサンゴ科を除く）
- ④クダサンゴ科
- ⑤アオサンゴ目

「造礁サンゴ類」の例



①イシサンゴ目

②アナサンゴモドキ科

③ウミトサカ目  
(写真は石軸亜目)

④クダサンゴ科

⑤アオサンゴ目

※「さんご漁業（さんごを採ることを目的とする漁業）」は、漁業法第57条及び規則第5条により、知事許可漁業となっています。許可を受けずに、「深海さんご（サンゴ科）」及び「ソフトコーラル（ウミトサカ目のウミトサカ亜目、ウミヅタ亜目（クダサンゴ科を除く）及びムラサキハナヅタ）」を販売目的で採捕することは禁止されています【3年以下の懲役/300万円以下の罰金】。

### (3) うみがめ類（卵を含む）

採捕は禁止です

委員会指示等により、うみがめ類の採捕は禁止されています【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】。ただし、漁業の目的の場合等、漁業調整委員会の承認を受けた場合は採捕することができます。

また、規則第34条により、うみがめ類の卵の採捕も禁止されています。これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。



※(1)~(3)：試験研究の目的で採捕する場合は、許可または承認が必要です。

## (4) 漁業権の対象種

原則として漁協組合員以外の採捕はできません

沖縄県では、以下の水産動植物が共同漁業権に基づく漁業の対象となっています。これらの対象種は、免許を受けた漁業協同組合（漁協）の組合員が優先的に採る権利があります。組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、**漁業権侵害**で告訴される可能性があります【100万円以下の罰金】。

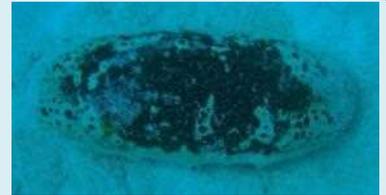
### 水産動物の一部



シラヒゲウニ



いせえび (全種)



なまこ

### たこ類 (3種限定)



①フモンダコ



②シマダコ



③サメハダテナガダコ

※その他のタコ類は対象外です



例：ウデナガカクレダコ

### 貝類



しゃこがい  
(全種)



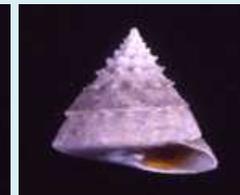
チョウセンサザエ



ヤコウガイ



サラサバテイ  
(たかせがい)



ギンタカハマ  
(ひろせがい)



マガキガイ

※一部の地域では、以下も共同漁業権の対象種になっています。

ばいがい、クロチョウガイ、あさり・ほすすじいなみがい（マルスダレガイ科）、リュウキュウサルボウ

### 海藻類



ヒトエグサ (あーさ)



もずく



ヒジキ

※一部の地域では、以下も共同漁業権の対象種になっています。

クビレズタ、きりんさい類、おごのり類、いばらのり類、かいじんそう（マクリ）、ほんだわら類

※ 漁業権の対象種は、共同漁業権の区域ごとに違いがあります。詳しくは地域の漁業協同組合に問い合わせいただくか、沖縄県水産課HPで確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/suisan/gyogyo/documents/kyoudou.pdf>

※ 種名のひらがな表記は総称または地域名です。カタカナ表記は標準和名等の分類学的な名称です。

### 3. 水産動植物の禁漁期間及び大きさの制限

規則第34条により、水産動植物の禁漁期間及び制限サイズが定められています。また、これに違反した水産動植物の所持・販売も禁止されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。

#### (1) 禁漁期間

禁漁期間中の採捕は禁止です

対象	禁漁期間
うみがめ類 (タイマイ、アカウミガメ、アオウミガメ)	○6月1日から7月31日まで
しゃこがい類 (ヒメジャコ、シャゴウ、ヒレジャコ、シラナミ、ヒレナシジャコ、オオジャコ、トガリシラナミ)	○6月1日から8月31日まで
いせえび類 (カノコイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ、ケブカイセエビ、イセエビ、ネッタイセエビ、アマミイセエビ)	○4月1日から7月31日まで
せみえび類 (セミエビ、コブセミエビ)	○4月1日から7月31日まで ○抱卵個体は周年採捕禁止

#### (2) 制限サイズ

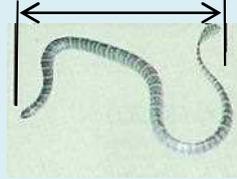
制限サイズ以下の採捕は禁止です



タイマイ  
【腹甲長25cm以下】



うなぎ  
【全長13cm以下】



えらぶうなぎ  
【全長60cm以下】



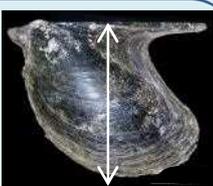
いせえび類



せみえび類  
【体長20cm以下】



クロチョウガイ  
【殻高10cm以下】



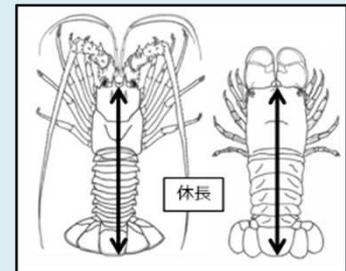
マベガイ  
【殻高10cm以下】



ヤコウガイ  
【殻高13cm以下】



チョウセンサザエ  
【殻高6cm以下】



ヒメジャコ  
【殻長8cm以下】



シャゴウ



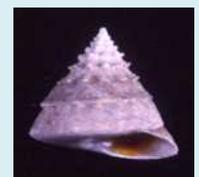
シラナミ  
【殻長15cm以下】



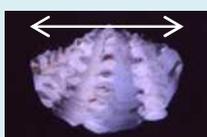
トガリシラナミ



サラサバテイ



ギンタカハマ  
【殻の短径6cm以下】



ヒレジャコ  
【殻長20cm以下】



ヒレナシジャコ  
【殻長30cm以下】

## 4. 水産動植物の採捕に制限のある海域

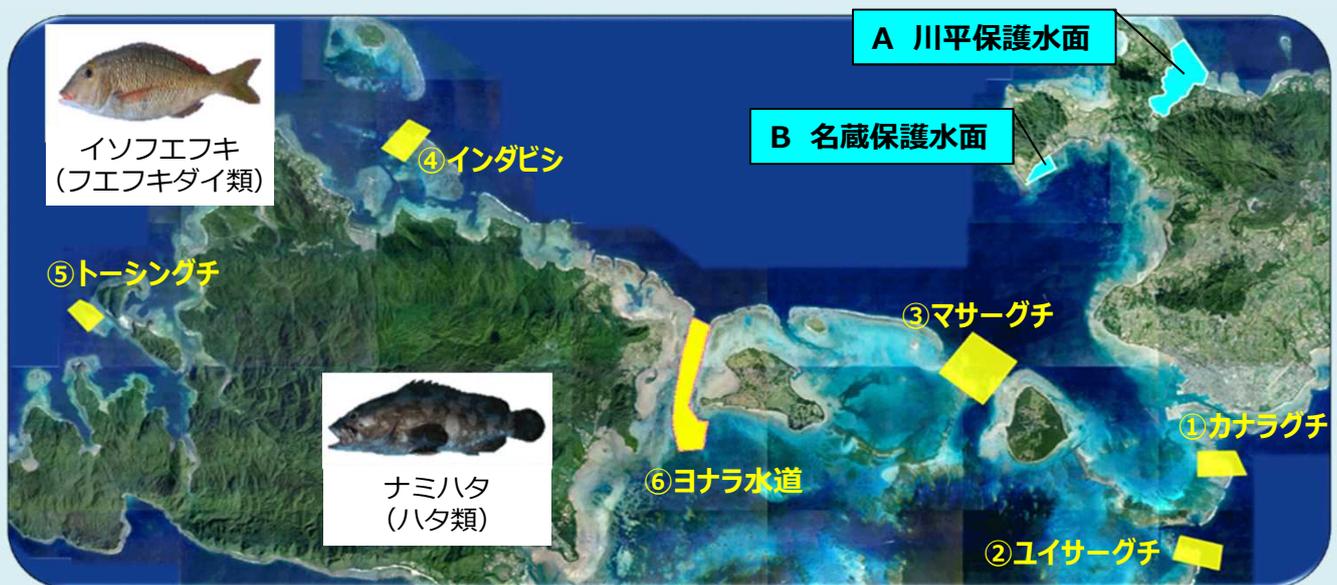
### (1) 保護水面（石垣島2箇所）

石垣島では水産資源保護法に基づく保護水面が2箇所指定されており、規則第33条により、**下記の採捕が禁止**されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。

- 川平保護水面（下図A）：魚類、たこ類、いか類及びびとえぐさ以外の水産動植物
- 名蔵保護水面（下図B）：全ての水産動植物

### (2) 産卵場保護区（八重山諸島6箇所）

八重山諸島の下図①～⑥の海域では、ハタ類、フエフキダイ類等のサンゴ礁性魚類の産卵場保護のため、委員会指示により、**旧暦の3月～4月の間は、全ての水産動植物の採捕が禁止**されています【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】。（令和3年4月から発動）



航空写真：環境省提供

### (3) スジアラ・シロクラベラの漁獲サイズ制限区域

委員会指示により、沖縄島の周辺海域（右図の共同漁業権区域）では、漁業者が**制限サイズ未満のスジアラ及びシロクラベラを採捕することを禁止**しています【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】。将来的には、対象海域の拡大や遊漁者への適用を検討していますので、漁業者の取り組みにご協力ください。

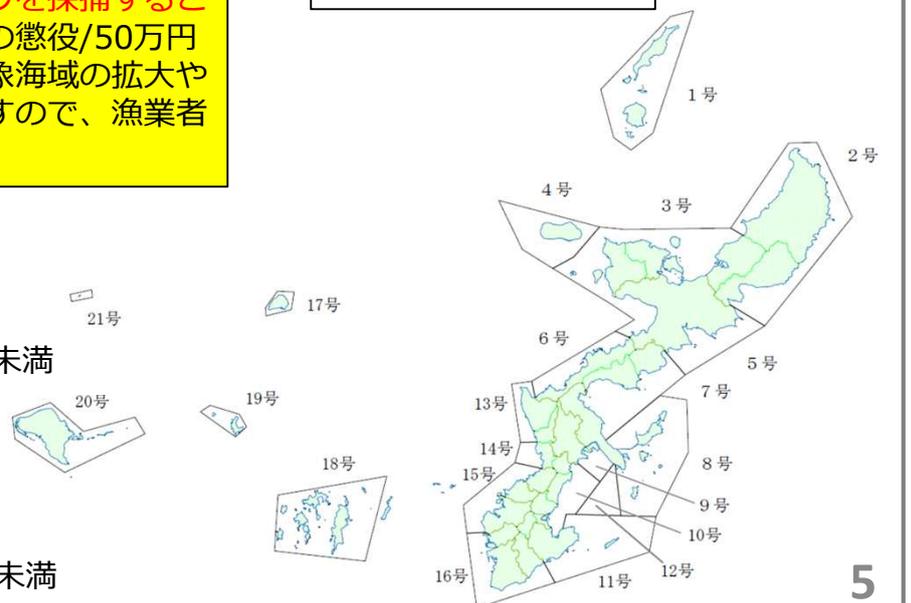


スジアラ（あかじん）全長40cm未満



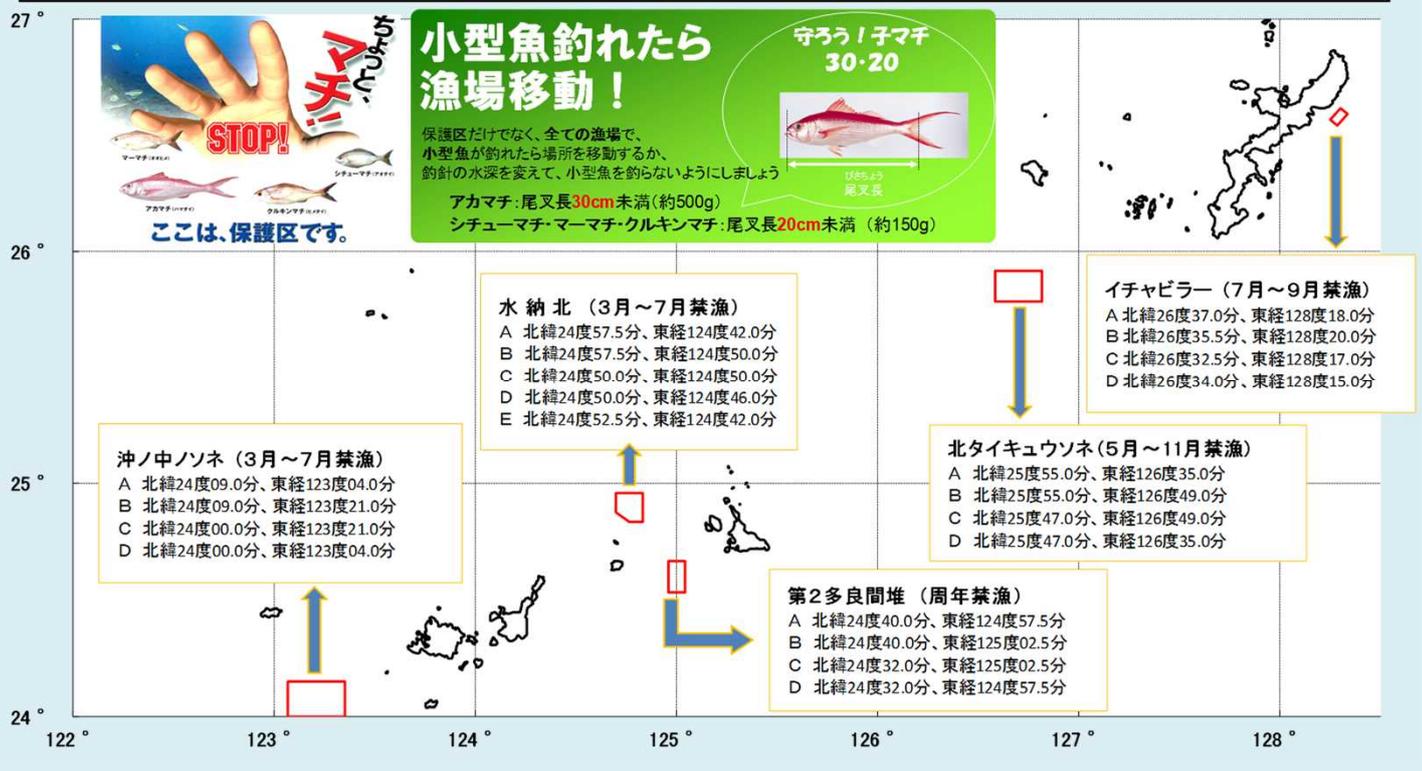
シロクラベラ（まくぶ）全長35cm未満

沖縄本島及び周辺離島



## (4) マチ類の保護区

マチ類（ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ等の深海性フエダイ類）の資源保護を目的に、委員会指示により、以下の海域・期間においては、ひき縄以外の漁法で、水産動植物を採捕することが禁止されています【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】。



## 5. その他

### 「海中」の砂・ライブロック・サンゴれき等の採取の禁止

規則第39条により、海中（漁業権の存する漁場内）の岩礁を破碎する行為や土砂・岩石（砂、ライブロック、サンゴれき等を含む）を採取する行為は原則として禁止されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。



ライブロック



サンゴれき

「海岸」の土石（砂、サンゴれき等を含む）の採取についても、制限がありますので、詳しくは下記の海岸管理者にお問い合わせ下さい。

○ 沖縄県土木建築部海岸防災課

TEL: 098-866-2410

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/kaigan/kaigankanri.html>

※ ルールは変更することがあります。  
下記HPで最新の情報を確認ください。

○ 問い合わせ

沖縄県農林水産部水産課（漁業管理班）

TEL: 098-866-2300 E-mail: [aa048305@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa048305@pref.okinawa.lg.jp)

HP: <https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/suisan/>